

(ヒートポンプ冷暖房機)

第 10 条の 2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講ずること。
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 16 号の 2 及び第 17 号、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(点検及び整備の要領等)

第 13 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボ

イラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条は、ヒートポンプ冷暖房機（液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）の内燃機関の位置、構造及び管理の基準を定めたものである。

1 第 1 項

(1) 第 2 号

「**防振のための措置**」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

(2) 第 3 号

ア 「**排気筒**」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

イ 「**防火上有効な構造**」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料とすることのほか、排気筒を可燃物と接触させないこと、及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないようにすることが含まれる。

2 第 2 項

条例第 3 条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第 1 項第 10 号から第 14 号まで、第 16 号、第 16 号の 2 及び第 17 号、第 2 項第 5 号並びに第 3 項を除いて、ヒートポンプ冷暖房機に準用されることを規定している。（表 10-2-1 参照）

表 10-2-1 「ヒートポンプ冷暖房機」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	1	可燃物品等からの条例別表第 3 又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造

3		16の3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第5号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理